　　○○町内会自主防災会規約【例】（または、会則）

（名称）

第１条　この会は、○○町内会自主防災会（以下｢本会｣という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、町内会住民がお互いに助け合い、自主的な防災活動を行うことで地震その他の災害（以下｢地震等｣という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) 防火・防災に関する知識の普及と啓発に関すること。

　(2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関する

こと。

　(3) 防火・防災訓練の実施に関すること。

　(4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達並びに出火防止、初期消火・

救出、救護、給食及び給水等応急対策に関すること。

　(5) 防災資機材等の整備に関すること。

(6) 他組織との連携に関すること。

(7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第４条　本会は、○○町内会にある世帯をもって構成する。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　　　　　　　　○ 人

(2) 副会長　　　　　　　　○ 人

(3) 防災委員　　　　　　　○ 人

(4) 班長　　　　　　　　　○ 人

(5) 副班長　　　　　　　　○ 人

２　役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員のOB及び消防団員のOBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

３　役員の任期は、防災委員は○年、その他の者は、○年とする。ただし、再

任をすることができる。

（役員の責務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

３　防災委員は、副会長とともに会長を補佐し、各班の活動を統括し、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

４　班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。

５　副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を行う。

（会議）

第７条　本会に総会及び幹事会を置く。

（総会）

第８条　総会は、町内会の総会構成員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

４　総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第９条　幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長をもって構成する。

２　幹事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

３　幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会で委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第10条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成し、次の事項について定める。

　(1)　地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　(2)　防災知識の普及に関すること。

　(3)　災害危険の把握に関すること。

　(4)　地震等の災害発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出、救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理･運営及び他組織との連携に関すること。

(5)　防災訓練の実施に関すること。

(6)　その他必要なこと。

（経費）

第11条　本会の運営に必要な経費は、町内会の予算に定める。

（雑則）

第12条　この規約に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が幹事会に諮り定める。

　　　付　則

　この規約は、○年○月○日から施行する。